運転免許を自主返納された方または運転免許が失効となった方へ

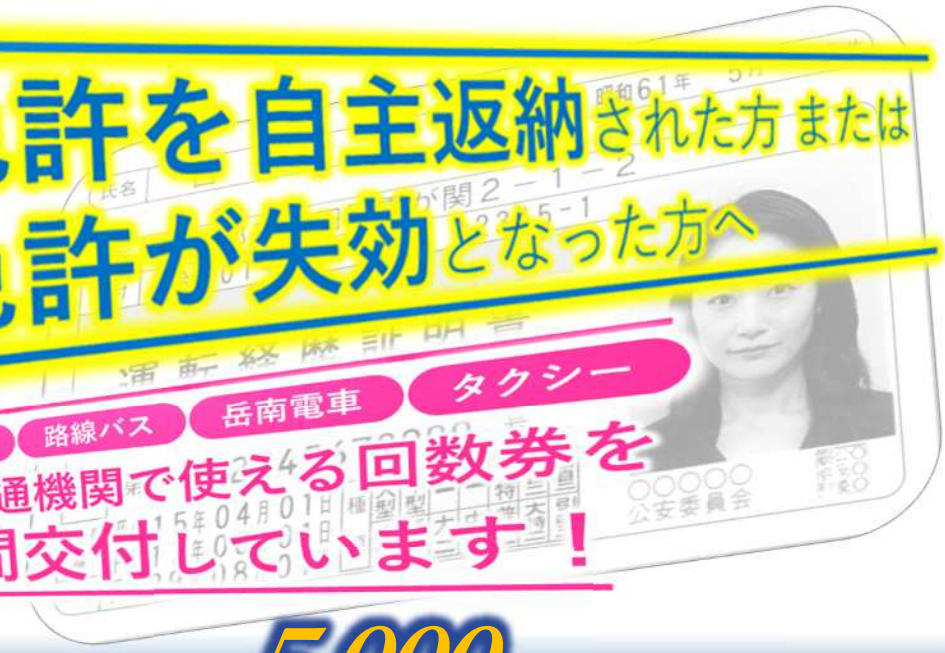

富士市だけ

市内コミュニティ交通　路線バス　岳南電車　タクシー

市内の公共交通機関で使える回数券を最大５年間交付しています！

5,000円分/年度【使用期限有】

※富士市内公共交通共通回数券

【申請条件】

対象者

免許返納日または失効日において満６５歳以上であり
かつ、申請時に市内在住で、令和３年４月１日以降に

①運転免許を自主返納された方
または
②運転免許が失効となった方

必要書類

【自主返納した方】
＊申請による運転免許の取消通知書
【免許が失効した方】
＊失効した運転免許証など失効日が確認できるもの

別世帯の代理人が申請する場合は「**委任状**」が必要です。

申請場所

＊市役所３階 市民安全課
即日交付　または　後日郵送
＊各まちづくりセンター

申請による運転免許の取消通知書

【交付例】

交付可能冊数と年度

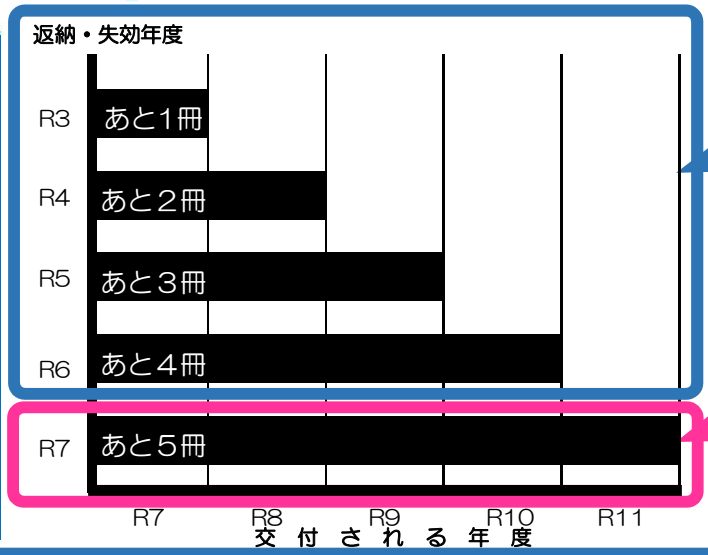

既に申請済みの方

＊年度ごとに回数券を郵送します。
（新たに申請する必要はありません）
＊郵送は５月中を予定しております。
６月になっても届かない場合はお問合せ下さい。

令和7年度に運転免許を返納または失効となった方

初回の申請が必要です。
（初回の申請以降は回数券を郵送します）

お問い合わせ　富士市 市民部 市民安全課
防犯交通安全担当
☎ ５５－２８３１

運転経歴証明書を発行すると何がお得なの？

運転経歴証明書とは

見本

住所、氏名、生年月日、顔写真、運転免許の経歴及び番号（免許証番号と同一）が記載された、運転免許証に代わる身分証明書のことです。
加齢によって車の運転が難しくなった人などが、自ら申請して有効期限の残っている運転免許を返納することで、交付申請をすることができます。
発行手数料は市が全額負担しています（マイナンバーカードへの情報記録含む）。

受けることができる特典について

タクシー運賃が１割引きになる「運転免許返納割引」

６５歳以上の方が、静岡県タクシー協会または、静岡県個人タクシー協会に加盟しているタクシーを利用し、「運転経歴証明書」を提示することで、タクシー運賃が１割引になるサービスを受けることができます。

問い合わせ先
静岡県タクシー協会　　054-261-1401
静岡県個人タクシー協会　054-261-6770

富士急静岡バスの「シルバー定期券」の早期購入

７０歳以上が購入対象の「シルバー定期券」を、６０歳から購入できるようになります。
「シルバー定期券」を購入すると、富士急グループ路線バスのほとんどの路線で利用することができます。（高速バス等は除く）

問い合わせ先
富士急静岡バス株式会社　0545-71-2495

運転免許自主返納者サポート事業（静岡県警察）

運転免許を自主返納した方の生活支援を目的として、運転経歴証明書を自治体や店舗などに提示することで、様々な特典やサービスを受けることができます。
利用可能な店舗等については、下記アドレスもしくは、右記QRコードを読み取り、静岡県警察のホームページをご覧ください。
（https://www.pref.shizuoka.jp/police/anzen/henno.html）

問い合わせ先
富士警察署　0545-51-0110